



議案第十四号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾二年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四百人」を「四百五人」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報酬	階級	年報酬
団長	六三〇〇〇円	分団長	一一〇〇〇円
副団長	二五〇〇〇円	副分団長	一〇〇〇〇円
地区団長	二五〇〇〇円	班長	九〇〇〇円
地区副団長	二五〇〇〇円	副班長	八〇〇〇円
地区本部長	一八〇〇〇円	団員	七〇〇〇円

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十三条関係）

水火災の場合	一回につき	二〇〇〇円
警戒の場合	一回につき	二〇〇〇円
訓練の場合	一回につき	二〇〇〇円
その他団長が招集する場合	一回につき	二〇〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。